

# あいち航空ミュージアムにおけるデジタル展示開発業務仕様書

## 1 目的

本県では、2022年度から、県が提示した行政課題について民間企業等から提案を募集し、実証実験を通じて解決を図る事業「AICHI X TECH (アイチ クロス テック)」を実施している。

あいち航空ミュージアムでは、来館者増加のための施策として、特に将来の航空機産業の担い手である子供たちの興味を喚起・持続させる展示の仕組みをつくるため、昨年度、AICHI X TECH の枠組みの中でアプリを開発し、実証実験を行った。

本委託業務では、実証実験の結果を踏まえ、あいち航空ミュージアムへの実装を行う。

## 2 業務内容

昨年度の実証実験で開発したアプリの再現をベースに、実証実験の結果を踏まえた改良、機能追加を行い、あいち航空ミュージアムの展示として実装する。

なお、実証実験で開発したアプリは県に帰属していないため、一から開発を行う必要がある。

※ 昨年度の実証実験の内容は別添「実証実験報告書」のとおり。

### (1) アプリ制作

制作するアプリの内容は以下のとおり。

#### ① クイズ

あいち航空ミュージアムの展示内容に関するクイズを楽しむアプリ。クイズに答えるだけでなく、来館者がクイズを作成・投稿できる仕組みを備える。

#### ② AR

ブルーインパルス機体の飛行の様子をAR等の技術を用いてミュージアムの背景と合成し、スマートフォン等を用いて体験することができる。

### (2) 昨年度の実証実験を踏まえた仕様検討

アプリ制作にあたり、昨年度の実証実験の結果を踏まえた改良、機能追加に係る検討を行い、適宜、仕様に反映する。課題、改良の方向性は以下のとおり。

#### ① クイズ

- ・ 会場を3つのエリアに分け、エリアごとのクイズを出題するよう個別にクイズマーカーを設置したが、結果として仕組みが煩雑化した。

- ・ 来館者がクイズを作成、回答するインセンティブをいかに高めるか。
- ・ 管理者が投稿内容を逐一チェックする負担を軽減できないか。

## ② AR

- ・ コンテンツの精度向上（マーカーに対する再生位置、大きさなど）。
- ・ 端末のサイズにより異なる見え方をいかに補うか。
- ・ コンテンツの拡充（ブルーインパルスの演目を増やす、ブルーインパルス以外の機体にもAR化を拡大するなど）。

## ③ その他アプリ全般

- ・ 使い方に迷う子供の姿も見られたため、シンプルな設計（UI 改善）が必要。
- ・ ネットワーク不安定時を想定した対応（「読み込み中」などの待機画面）。
- ・ 小学校の一人一台タブレットでの安定動作に向けた改良。

### （3）あいち航空ミュージアムへの実装、及び維持管理マニュアルの作成

制作したアプリをあいち航空ミュージアムにおいて使用可能な状態とするために必要な、ARマーカー、解説パネル等の掲示物を作成、設置する。アプリを維持管理するために必要なマニュアルを作成する。

### （4）動作環境の確保

アプリのタイプはウェブアプリかネイティブアプリをいずれかあるいは双方を選択するものとする。なお、稼働するプラットフォーム、サポートする OS のバージョン、デバイスの条件等はアプリが広く利用されることを想定して可能な限り幅広く対応可能なものとする。

また、選択するアプリのタイプに関わらず、ユーザがアプリを利用するために必要なサービスの提供環境（ウェブアプリであればウェブサーバー等）も本業務に含む。

確保の期間は2023年10月1日から2024年3月31日までとし、動作環境の選定にあたっては県の合意を得ることとする。

## 3 打ち合わせ（定期ミーティング）

受託者は、業務の遂行のため、原則として県と月1回以上の定期的な打合せを行うものとする。打合せの場所は、原則愛知県内とし、オンラインによることも可とする。

## 4 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- ① 制作物（アプリ本体、掲示物等）
- ② アプリ維持管理マニュアル

### ③ 報告書

成果物は、電子データにより本業務終了後速やかに提出すること。

## 5 履行期間

契約締結の日から 2024 年 2 月 29 日（木）まで

## 6 完了報告及び支払

受託者は、業務の報告を含む本業務が完了した時、業務完了報告書をもって作業の完了を届け出ること。

県は、業務完了報告書を審査完了した後、請求書を収受して、代価を一括で支払うものとする。

## 7 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、事前に県と十分に協議を行うこと。また、契約期間中は、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。
- (2) 業務全般において、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者とが協議して決定するものとする。
- (6) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約先候補者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。